

白鳥子江村
至孝子江村

豊新子江村
至孝子江村

12345678
456789123

福生村組合會議員出立の表

九	八	七	六	五	四	三	二	一
456789 野島山吉	9112345678 上久石衛門	456789 清水仲五郎	456789 村野甚三郎	7123456789 秋山之亮	516789 野村健吉	213456789 高崎彌一	1123456789 高橋角藏	516789 澤井重五郎
八	七	六	五	四	三	二	一	
8123456789 齋藤伊三郎	123456789 岡田傳藏	8123456789 田村彌三郎	123456789 梅庄五郎	7123456789 石井幸三郎	6123456789 清水茂吉	516789 加藤市藏	9123456789 梅彌十郎	6123456789 石川豊次郎

田村秋菫	一五五。	清水茂吉
沢井重五郎	一五。	古谷幸三郎
高橋角藏	一三五。	井梅庄五郎
高崎彌一	一五。	田村彌三郎
野村健吉	一三五。	内田傳菫
秋山之亮	一五五。	所藤伊三郎
村野甚三郎	一。	野島仲次郎
清水仲五郎	一。	石川庄吉
井上久右衛門	一。	森田榮太郎
野島山吉	一。	高橋源作
石川豊次郎	一。	渡辺寅吉
井梅弥十郎	一。	高橋小三郎
加藤中菫	一。	井上常三郎

原島源兵衛	一。	田村哲造
設樂清吉	一。	福岡精一郎
笠井省吉	一。	細谷善菫
秋山太一	一。	渡邊八三郎
伊東重良	一。	児島七三郎
細淵力菫	一。	村山為輔
所田倉吉	一。	村野弥三郎
志村慶吉	一。	古谷忠次郎
泉泉兵衛	一。	村尾傳一郎
水村兵衛	一。	石川松太郎
田村和	一。	石川勘三郎
田村八郎	一。	井上萬平
横田壽一郎	一。	小泉勇助

五〇〇	林 又吉	五・	山田 正禮
五〇〇	森田 幾次郎	一六〇	平井市五郎
五〇〇	村野 惣吉	一六〇	細谷市藏
五〇〇	水村 清次郎	一六〇	野島 忠雄
五〇〇	古谷 治郎作	一六〇	野島 俊三
五〇〇	森本 権五郎	一六〇	林 平八
五〇〇	田村 宗亮	一六〇	森田 幸藏
五〇〇	清水 長五郎	一六〇	森田 誠重
五〇〇	井上 八十吉	一六〇	原島 貞一
五〇〇	伊東政士	一六〇	長谷川 爲一
五〇〇	関谷 三之助	一六〇	田村 馬藏
五〇〇	森田 小一	一六〇	村野 格一
五〇〇	堀田 喜代八	一六〇	木村 米吉

一六〇	井上 省治	一六〇	今里 田悟
一六〇	川窪 喜八	一六〇	村野 敬一
一六〇	古谷 恵三	一六〇	田中 政一
一六〇	古谷 静一	一六〇	村野 真一
一六〇	設樂 真一	一六〇	高橋 頼四
一六〇	笹本 英一		
一六〇	田村 富十郎		
一六〇	秋山 一光		
一六〇	田村 武義		
一六〇	所田 篤一		
一六〇	横田 奎介		
一六〇	村尾 熾作		
一六〇	板寺 芳藏		

議案第六號

寄附金受領一件

金拾四也

寄附者

横田壽一郎

右昭和五年度福生村費由一寄附願申出二件受
領スルモ一トス

昭和六年三月十日提出

東京府西多摩郡福生村熊川村組合村長笹本半左衛門

東京西多摩郡生田川林聯合林是母本半江藤門

昭示訓目十六

張々々々々

受其樂也

金瓶梅

叶公来告

棟田孝一郎

二、西坡張一井。

張其弼

議案第七號

寄附金受領一併

金
拾
四
也

寄附者

横田壽一郎

右昭和五年度雄川村費由一寄附願申出ニ付受

領スルモトス

昭和七年三月十六日提出

東京府西多摩郡福生村熊川村組合村長笹本半左衛門

東京府西多摩郡福生村熊川村組合役場

第一卷
年表
東京府西多摩郡福生村龍川村組合役掛

東京府西多摩郡福生村熊川村組合委員長鈴木三郎謹記

昭和七年三月廿四日 第廿次

議決事項

右記各件は、熊川村組合規約（昭和七年三月廿四日）第廿次

臨時

第廿次

臨時第廿次

臨時第廿次

議決事項

昭和七年第四回福生村熊川村組合會議録

一 告知事項（左ノ如ク）

第一、組合規約（昭和七年三月廿四日）第廿次臨時

第二、昭和七年三月廿四日臨時第廿次臨時

第三、昭和七年三月廿四日臨時第廿次臨時

第四、昭和七年三月廿四日臨時第廿次臨時

第五、昭和七年三月廿四日臨時第廿次臨時

第六、昭和七年三月廿四日臨時第廿次臨時

第七、昭和七年三月廿四日臨時第廿次臨時

第八、昭和七年三月廿四日臨時第廿次臨時

第九、昭和七年三月廿四日臨時第廿次臨時

第十、昭和七年三月廿四日臨時第廿次臨時

第十一、昭和七年三月廿四日臨時第廿次臨時

第十二、昭和七年三月廿四日臨時第廿次臨時

中二河原村と防草ならぬ道仕一件

中三宮村と土佐の路一件

中一北村と宮村と文部一件

中一五原村と宮村と文部一件と土佐の路一件

一原和村と宮村と文部一件と土佐の路一件

中一宮村と土佐の路一件

中一宮村と土佐の路一件

中二宮

宮村と土佐

中三宮

宮村と土佐

中五宮

宮村と土佐

中七宮

宮村と土佐

中八宮

宮村と土佐

中九宮

宮村と土佐

中十三宮

清水と土佐

中十四宮

清水と土佐

中十五宮

清水と土佐

中十六宮

清水と土佐

中十七宮

中十八宮

中十九宮

清水と土佐

中二十宮

中二十一宮

清水と土佐

中二十二宮

中二十三宮

中二十四宮

清水と土佐

中二十五宮

清水と土佐

中二十六宮

清水と土佐

中二十七宮

清水と土佐

ふ
ち
と
確
定
し
た
後
ト
サ
シ
ト
示
つ

漢書十卷内記付撰述也之合令一取予之予之茂令
 中田より中田より通す可成り

才五服知之也

洋長(洋長) 子一送今

朝花夕拾

[illegible]

海峽をくぐるは採決せしむ令令一致なりと
 是令を

功之暇私之為獨至也歲中追此更而中堂亦

張長仁

船說書

予は内(音)外(音)予は通予は予は流命者同直し破定
海トサトホ

漢長子と雷逆子持味を以て今令一致するに違ふものあり
 由る通一の破れを以て

子七 昭和五年丙申春三月 德義堂主人更子宣并作

溪長(望長) 第一讀命

船從中過

中三右衛門(高橋) 子ありて男ありて女ありて孫ありて曾孫ありて

長子と次子とを採りて
 長子と次子とを採りて

和人眼上字交結，中其筆時，是圓中平，情思厚，近一件。

長江一過

謝道韞

[illegible][illegible]

右の如きものありて通一の破砕せしむ

予九昭和三年の秋に於て此の如きものありて通一の破砕せしむ

議長(佐々木) 予一退会

即退会あり

予十有五年の秋に於て此の如きものありて通一の破砕せしむ

議長トサセト来り

議長予十有五年の秋に於て此の如きものありて通一の破砕せしむ

予要する通一の破砕せしむ

予一〇昭和三年の秋に於て此の如きものありて通一の破砕せしむ

議長(佐々木) 予一退会

即退会あり

予十有五年の秋に於て此の如きものありて通一の破砕せしむ

議長トサセト来り

議長予十有五年の秋に於て此の如きものありて通一の破砕せしむ

予要する通一の破砕せしむ

予一〇昭和三年の秋に於て此の如きものありて通一の破砕せしむ

議長(佐々木) 予一退会

即退会あり

予十有五年の秋に於て此の如きものありて通一の破砕せしむ

議長トサセト来り

議長予十有五年の秋に於て此の如きものありて通一の破砕せしむ

予要する通一の破砕せしむ

予一〇昭和三年の秋に於て此の如きものありて通一の破砕せしむ

議長(佐々木)

即退会あり

合会一〇昭和三年の秋に於て此の如きものありて通一の破砕せしむ

予要する通一の破砕せしむ

予一〇昭和三年の秋に於て此の如きものありて通一の破砕せしむ

議長(佐々木)

即退会あり

予十有五年の秋に於て此の如きものありて通一の破砕せしむ